第７章　　水 門 の 操 作

第７章　　水　門　の　操　作

第１節　水門等

１　河川区間の水門

水防上重要な水門は、水防計画書資料編のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水の恐れがあると認めたときは、各施設の操作要領に基づき、的確な操作を行うものとする。

福島県による河川水門等操作要領、水門等操作細則については、下記のとおりである。

河川水門等操作要領（令和５年４月１日改正）

第１条　指定区間内の一級河川及び二級河川（以下「本川」という。）の洪水の発生に際し、支川、水路（以下「支川等」という。）への逆流等による被害を防止するため、河川の水門、樋門及び樋管（以下、「水門等」という。）の維持及び操作について、必要な事項を定めるものとする。

（洪水時における操作の方法）

第２条　市町村の委託をうけた水門等の操作責任者（以下「水門等操作責任者」という。）は、洪水時においては、本川の水位及び支川等の水位の状況を観察し、次の各号に定めるところにより、水門等のゲートを操作するものとする。

（１）本川から支川等への逆流が始まるまでの間においては、ゲートを全開しておくこと。

（２）本川から支川等への逆流が始まろうとするときは、水門等のゲートを全閉すること。

（３）水門等のゲートを全閉している場合において、水門等の上流の水位が水門等の下流の水位より高くなったときは、これを全開すること。

２　前項２、３号の場合においては、外水位と内水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（平水時における操作の方法）

第３条　平水時においては、水門等のゲートは全開しておくものとする。

（通報）

第４条　第２条の規定に基づき水門等のゲートが全開若しくは全閉したとき、又は、水門等のゲート操作に起因して不足の事態が生じた場合は、水門等操作責任者は、直ちに水門等の操作を委託した市町村長（以下「市町村長」という。）に通報するものとし、通報を受けた市町村長は直ちに建設事務所長または土木事務所長（以下「所長」という。）に通報するものとする。

（警報発表時等の体制）

第５条　洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがある場合は、市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にするものとし、水門等操作責任者は、水門等の操作にあたれる体制にはいるものとする。なお、洪水等緊急を要する場合には、水門操作責任者自らの判断で待避できるものとし、待避した場合は、速やかに避難場所及び退避時の操作状況の報告を市町村長に報告すること。通報を受けた市町村長は、直ちに建設事務所長または土木事務所長に通報するものとする。

（点検整備）

第６条　市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の操作に備えて、毎月、点検整備注油等を行い、これを常に良好な状態に保つものとする。

2　水門等の点検及び整備内容等については、別に定める水門等点検整備要領によるものとする。

（操作に関する記録及び報告）

第７条　水門等操作責任者は、水門等のゲート操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、洪水警報等が解除された後、市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長はその都度所長に報告するものとする。

（１）操作の開始及び終了の年月日及び時刻

（２）気象及び水象の状況

（３）操作の際に行った通知の状況

（４）その他参考となるべき事項

（記録の保存）

第８条　市町村長及び所長は操作に関する記録を整備し、これを保存するものとする。

附　　則

1　この要領は、令和５年４月１日　から施工する。

2　河川水門等操作要領（昭和 59 年３月 19 日付 59 河第 161 号土木部長通知）は廃止する。

水門等操作細則

第１条　水門等の操作については、河川水門等操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

（通知等）

第２条　要領第４条に規定する通報、その他水門等の操作に関する通報及び報告等は別記連絡系統図により行うものとする。

（操作に関する記録）

第３条　要領第７条第１項に規定する記録は、別紙様式１に記載するものとする。

附　　則

この細則は、平成元年４月１日から適用する。

第２節　操作の連絡

水門等の管理者は、操作内容について下記に定める連絡系統により各関係機関に連絡するものとする。

【連絡系統図】

福島県 河川整備課	①→ ←⑥	県中建設 事務所管理課	②→ ←⑤	郡山市 河川課	③→ ←④	水門等 操作管理員

①　県庁河川整備課の判断による必要事項の問い合わせ

②　警戒態勢の支持及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示

③　②に同じ

④　ゲート開閉の報告、事故その他必要な事項の報告及び問合せに対する回答

⑤　④に同じ

⑥　問合せに対する報告及び事故等の報告

※ただし、郡山市管理の水門については、③、④のみ摘要する。

第３節　連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。